

八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市規則第25号

八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則の一部を改正する規則
八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則（平成15年八王子市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全・安心指導員)</p> <p>第4条 市長は、重点区域内における条例第7条第2項の規定による指導又は質問及び条例第9条第1項の規定による警告（以下「警告」という。）を行うため、八王子市生活安全・安心指導員を置くことができる。</p> <p>2 前項の指導員は、八王子市生活安全・安心指導員証（第1号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p><u>(客引き行為等防止指導員)</u></p> <p><u>第4条の2 市長は、重点区域内における条例第7条第1項第1号及び第2号に掲げる行為に対して、同条第2項の規定による指導を行うため、八王子市客引き行為等防止指導員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の指導員の資格その他必要な事項については、別に定める。</u></p>	<p>(生活安全・安心指導員)</p> <p>第4条 市長は、重点区域内における条例第7条第2項の規定による指導及び条例第9条第1項の規定による警告（以下「警告」という。）を行うため、八王子市生活安全・安心指導員<u>(以下「指導員」という。)</u>を置くことができる。</p> <p>2 指導員は、八王子市生活安全・安心指導員証（第1号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。